

## ②特別支援教育就学奨励費の受給申請

---

### 1. 制度について

#### (1) 制度の概略

障がいのある児童の就学支援を目的とした制度。特別支援学校等へ就学させる場合には、遠方の学校への交通費や、寄宿舍で生活する際の日用品や食費など、公立小・中学校への就学に比べて多額の経費を負担することになるため、こうした経済的負担を軽減し、障害のある児童の就学機会が阻害されないようにするために設けられている。

なお、関係機関の主な役割は、特別支援学校に就学する児童生徒の場合には、国が県への補助金の交付額の決定、県が認定、支給、補助金の申請となっている。また、市町村立学校の特別支援学級に就学する児童生徒の場合には、国が市町村への補助金の交付額の決定、市町村が認定、支給、補助金の申請、県が国と市町村の中継ぎ（補助金の申請のとりまとめ、補助金の交付額の通知）となっている。

#### (2) 制度の根拠法令

- ア. 特別支援学校への就学奨励に関する法律、同法施行令、同法施行規則
- イ. 特別支援教育就学奨励費負担金等及び要保護児童生徒援助費補助金交付要綱
- ウ. 要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱

# 民生委員への依頼根拠とされる法令・通知・事務処理要領等

## 【文書名】

特別支援就学奨励費負担金等に係る事務処理資料について

## 【発出者等】

平成22年1月27日付け、文部科学省初等中等教育局特別支援教育課通知、各都道府県教育委員会特別支援教育就学奨励費事務主幹課長、附属特別支援学校又は付属小・中学校に特別支援学級を置く国立大学法人大学特別支援教育就学奨励費事務主幹課長、附属特別支援学校長、特別支援学級を置く付属小・中学校長あて

## 【「民生委員」表記箇所】

別添「特別支援教育就学奨励費負担金等に係る事務処理資料」を抜粋

(二) 都道府県教育委員会及び附属特別支援学校の校長は、特別支援学校の児童等の保護者等が次の各号のいずれかに該当する場合は、収入額・需要額調書のほか、それぞれを証明する書類(市町村、福祉事務所の長又は民生委員(以下「協力機関」という。)の証明)を提出させるものとする。

(該当者は令第二条第一号の該当者として扱うので、その運用に当たっては十分に留意すること。)

(ア) 生活保護法第六条第二項に規定する要保護者である児童等の保護者等  
(イ) 生活保護法第六条第二項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると市(特別区を含む。)町村の教育委員会が認める者である児童等の保護者等。

(三) 都道府県教育委員会及び附属特別支援学校の校長は、「(二)」の該当者として扱う場合は、次のことに留意し、協力機関と十分連絡をとるものとする。

(ア) 要保護者について

生活保護法第六条第二項の要保護者とは、現に保護を受けている被保護者のほか、保護を受けていないが保護を必要とする状態にある者も含むものであり、被保護者の場合は福祉事務所又は市町村における保護金品支給台帳若しくはケース索引簿に登載され、また、保護を受けていない要保護者の場合は、民生委員の世帯票によって把握されているので、協力機関の協力を得ること。